

会員 各位

公益社団法人日本臨床腫瘍学会  
利益相反問題管理委員会  
委員長 谷本 光音

医業収入以外の収入に関する利益相反マネジメントについて

日本臨床腫瘍学会利益相反問題管理委員会では、がん研究の利益相反指針に基づき適正な利益相反マネジメントの実施に努めております。

昨今の国内での利益相反に関する問題や国外学会での活動状況に鑑み、本学会においても、委員会活動のうち特に社会への啓発活動に深く係る以下委員会の委員就任・継続に際して、医業収入以外の収入の上限を設けることとなりました。なお、施行につきまして、2014年内は猶予期間とし、2015年より開始いたしますので、2014年からの利益相反に関連する医業外収入につきご留意いただきたいと存じます

該当する会員各位におかれましては、ご高配のほど何卒宜しくお願い申し上げます。また、今件に関しましてご意見・ご質問等ございましたら、事務局までお寄せください。

■該当する委員会

- ・ガイドライン委員会
- ・教育委員会
- ・利益相反問題管理委員会
- ・倫理委員会
- ・保険委員会（2015年8月より追加）

■医業収入以外の収入の上限

- ・1社あたり年間300万円

■施行開始

- ・2015年1月1日以降

問合せ先：日本臨床腫瘍学会事務局 ([jsmo@jsmo.or.jp](mailto:jsmo@jsmo.or.jp))